（資料５）　調理配送等業務委託に係る消耗品等の負担区分（西部共同調理場）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 負担者 | 区分 | 品　　　　　目 |
| 発注者（前橋市） | 調理業務に必要なもの | 食器、食缶、バット、トレイ、フォーク、スプーン、食器かご、おたま、包丁、トング、まな板、スパテラ、シリコンベラ、ざる、かご、ボール、ピーラー、キッチン鋏、杓、スケール、移動台、保存食用ビニール袋、残留塩素測定用ＤＰＤ試薬等 |
| 掃除用具類 | 洗濯機、乾燥機、掃除機、除草剤 |
| 受託者 | 調理業務に必要なもの | ペーパータオル、キッチンペーパー、クッキングシート、クッキングペーパー、スポンジ、エプロン、ろ紙、だしパック、ビニール袋等 |
| 被服類 | 作業用白衣（上・下衣）、作業服（上・下衣）、帽子（毛髪が完全に覆えるもの）、靴（調理用）、長靴（洗車用）、安全靴、使い捨てマスク、手袋、軍手等 |
| 衛生用品 | 洗剤、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、手洗い用せっけん、ゴム手袋、使い捨て手袋、爪ブラシ、トイレットペーパー等 |
| 掃除用具類 | モップ、たわし、タオル、ブラシ、洗車ブラシ、洗車洗剤等 |
| 事務用品 | 筆記用具、文房具類、FAX、電話機、パソコン等 |
| 福利厚生 | 救急用品、薬品、従業員用茶器、控室内の消耗品及び備品（市備品は除く）等 |

 ※品目に記載のない備品・消耗品に関しては、発注者、受注者協議の上、定めるものとする。